

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◆経済審議会の報告書「新経済計画の基本的考え方と検討の方向」について

経済審議会(平岩外四会長)は、1月22日、「新経済計画の基本的考え方と検討の方向」と題する報告書を了承した。同報告書では、検討を進める事項に関し、以下の諸点を重点施策としてとりあげている。

#### ○豊かさを実感できる国民生活の実現

- (1) 内外価格差の大きい分野について、生産性の向上、規制の見直し、市場の開放等により内外価格差を縮小する。
- (2) 現行の規制を包括的に見直し、計画的に緩和・撤廃する。とくに、流通、運輸・通信等において、それぞれの状況に応じて、規制緩和をさらに進める。
- (3) 所得水準等に見合った合理的な価格での住宅取得を確保する。このため、適正な水準での地価の安定を目指し、市街化区域内農地の宅地化促進、既成市街地の再開発、大量輸送交通機関の整備等による新市街地の計画的開発等、強力な土地対策を進める。また、住宅の質的改善を進めるため、各種インセンティブの一層の拡充・強化を図る。さらに、複数の住宅に居住するマルチハビテーション等、多様な生活態様の要請に応え得る施策を進める。
- (4) 社会資本の整備については、良質な社会資本ストックをわが国の国際的地位にふさわしい水準に向けて着実かつ計画的に充実するとともに、輸出主導型経済から内需主導型経済への誘導にも資するよう事業の重点分野、整備手法等を点検し、戦略的な整備を進める。
- (5) 年間総労働時間を計画期間中に、1,800時間程度に向けてできる限り短縮する。このため、公務員、金融機関、学校等における週休二日制を推進する。また、法定労働時間については、おおむね計画期間中に週40時間制の実現を期する。

- (6) 引続き教育改革を推進する。また、生涯学習の環境づくりを進め、スポーツ、文化活動の振興に努める。
- (7) 産業、職業、地域、年齢ごとの需給の不適合を解消するため、職業能力開発対策の強化、地域における雇用機会の開発等を進めるとともに、新しい雇用分野を拡大する等、総合的雇用対策を実施する。
- (8) 高齢世代に雇用機会を再配分するため、任意就労機会の拡大や短時間勤務制度の確立等高齢者が就労しやすい条件の整備および高齢者の就労の場の創出を促す。
- (9) 日本型福祉社会を構築するため、公的年金および医療保険の制度一元化等を推進するとともに、高齢者等に対する地域福祉サービスシステムを充実する。

#### ○産業構造調整と地域経済の均衡ある発展

- (1) とくに、生産性の低い分野等において、国内の産業活動、海外からの市場アクセスの両面において規制緩和をさらに進める。また、新しい産業分野を開拓するような技術革新の振興を図る。さらに、構造不況地域等においては、新規産業の創出等を支援する。
- (2) 農政の推進にあたっては、規模拡大による生産性向上と生産の高付加価値化を図るとともに、一層の市場開放に努める。その際、生産者のみならず、消費者、食品産業の立場にも十分配慮する。食糧管理制度については、制度運営の弾力化を図るとともに、今後、制度の基本的なあり方について検討する。また、農業の多面的役割を踏まえ、農村地域における定住条件の整備、都市・農村交流や都市の整備とも対応した新たな就業機会の創出等によって農村地域の活性化を図る。
- (3) 多極分散型の国土づくりを目指すとともに、土地問題の根本的な解決にも資するため、第四次全国総合開発計画を着実に実行する。その基盤として、高規格幹線道路、高速鉄道およびコンピューター空港を含む地方空港等により「全国一日交通圏」のための高速交通ネットワークを構築する。また、地方からも発信できる情報・通信網を整備する。
- (4) 地方のイニシアティブをいかして、地方中枢都市を

核とする広域経済圏を戦略的に育成する。このため、地方の大学を研究開発、人材育成の拠点とする。また、政府機関、研究機関等の地方分散を進めるとともに、地方が直接世界と結びつくための施策を強化する。さらに、魅力ある地方都市づくりを進めるため、定住基盤としての居住環境の整備・充実を努める。

- (5) 特色ある地域づくりを効果的に進めるうえで、地方公共団体が自主性、自律性を十分に発揮できることが重要である。このため、地方分権の推進の観点に立って、国・地方間の機能分担および費用負担のあり方を見直す。
- (6) 東京への過剰依存に伴う地価の高騰等の弊害を除去しつつ、国際金融、国際情報等、国際都市としての東京の機能を充実する。遷都問題については、東京一極集中への基本的対応のあり方として、危機管理の視点等も含め検討を行う。

#### ○開かれた市場の形成と世界への貢献

- (1) 大幅な対外黒字を有するわが国は、世界に対し積極的にビジネス・チャンスを提供する。とくに、農産物、建設等については、一層の市場開放に努めるとともに、金融・資本取引の自由化をさらに推進する。
- (2) 製品輸入を今後とも拡大するため、先進国とともにガット・ウルグァイラウンドを通じて工業製品にかかる関税の撤廃を促進するとともに、交渉終了前においても、国内産業事情を考慮しつつ、自主的引下げ・撤廃を検討する。
- (3) 外国人労働者受入れのあり方について検討する。
- (4) 貿易構造の面では、輸入の拡大を基本として、アジア太平洋地域、西欧等との貿易の拡大に努め、米国一国への依存体質を是正する。
- (5) 主要国の政策協調と為替市場における協力により為替相場の安定を図る。
- (6) ODAについては、近年の内外諸情勢を踏まえて、その計画的拡充を図るための基本方策を示し、GNP比率の向上および一層の質的改善を進める。併せて、実施体制を強化するとともに、民間活動との連携を強化する。ODA拡充には負担が伴うことにつき国民の合意形成を図る。
- (7) 世界最大の債権国として、国際機関等との連携をも図りつつ、リスク補完機能の整備およびプロジェクトの発掘・形成機能の強化等により、発展途上国への民間資金還流を促進する。

(8) わが国との関係が深く発展可能性の高いアジア太平洋地域において、アジアNICs、アセアン諸国、中国等と貿易、直接投資等を通じて有機的な連携を強化するとともに、人材育成、技術移転および文化・学术交流等幅広い分野で協力関係を構築する。

- (9) わが国の活力を高めるとともに、世界に貢献するため、科学技術立国を目指す。このため、創造的な基礎研究を充実するとともに、国際研究交流を推進する。
- (10) 平和国家としての基本方針の下で、総合的な安全保障政策を推進するとともに、防衛力については、国際情勢および経済財政事情等を勘案しつつ整備する。

#### ○経済の枠組みと経済・財政運営のあり方

- (1) 構造調整を円滑に進め、国民生活の質を画期的に向上させるため、内需主導による適度な成長路線を定着させる。このため、内需は近年に比べ伸びを高める一方、外需は減少を続ける必要がある。
- (2) 完全失業率については、内需主導型経済成長実現の努力ときめ細かな総合的雇用対策によって、できるだけ低くするよう努める。世帯主についてはその完全失業率をとくに低い水準にとどめる。
- (3) 物価は、円高等のメリットの一層の還元等により、消費者物価、卸売物価ともに、引続き安定基調を維持する。
- (4) 国際収支については、国際的に調和のとれた対外均衡の達成に努める。このため、米国の財政赤字削減努力等と相まって、経常収支黒字の対GNP比をできる限り速やかに縮小させる。
- (5) こうした基本的な方向に沿って検討を進め、計画期間中の整合的な経済の姿を示す。
- (6) 世界経済が相互依存関係を強める中で、金融取引の膨張が実物取引に攪乱的な影響を及ぼす状況もみられる。こうした環境変化の下で、国際的政策協調の強化の観点に立ちつつ、経済安定化方策のあり方を検討する。
- (7) 財政運営にあたっては、財政再建と内需拡大の両立を目指す。財政の対応力の回復を図るため、昭和65年度までに特例公債依存体質からの脱却に努めるとともに、引続き公債依存度の引下げに努める。同時に、投資的経費については、NTT株式の売却収入の活用等により、社会資本の整備の促進を図る。
- (8) 財政・金融政策については、今後とも、経済状況の変動に応じ適切かつ機動的な運営に努める。

(9) 税制改革にあたっては、国際化に対応しつつ、経済の活力を高めるとともに、本格的な高齢化社会の到来を控え、安定した歳入基盤を提供しうる税制を目指す。このため、所得・消費・資産等の間で均衡がとれた公平かつ簡素な税体系の構築を図る。

⑩ 高齢化社会への移行、国際的責任の増大等により、今後、租税負担と社会保障負担とを合わせた国民負担率は、長期的にある程度上昇するものと考えられるが、その上昇は極力抑制するよう努める。

#### ◇大蔵省、非居住者の国内CPの発行を解禁

銀行・証券両業界は、非居住者がわが国で発行する円建コマーシャル・ペーパー(いわゆる「サムライCP」)の具体的取扱いについて、以下のとおりとりまとめ、これを受けて、大蔵省は1月29日からサムライCPの発行を解禁した。

##### 1. 適格発行体

下記に掲げる非居住者は、国内においてコマーシャル・ペーパー(以下「サムライCP」という)を発行することができる。

わが国の証券取引所において株式の上場を行っている非居住者であって、下記の(1)または(2)のいずれかに該当するもの

- (1) A A格以上の無担保普通社債格付けを有するもの、または純資産額550億円以上でかつA格以上の無担保普通社債格付けを有するもの

(2) 下表1の財務基準を充足するもの(ただし、無配企業は除く)

##### 2. バックアップライン等の設定取扱基準

「サムライCP」の発行にあたっては、バックアップラインまたは金融機関の保証(以下「バックアップライン等」という)を付すこととするが、以下の(1)~(3)のいずれかに該当するものについては、バックアップライン等の設定を任意とする。

- (1) A A格の無担保普通社債格付けを有するもの  
(2) 純資産額3,000億円以上で、かつA A格以上の無担保普通社債格付けを有するもの  
(3) 下表2の財務基準をすべて充足するもの  
〔付則〕

1. 当分の間、本邦系現地法人および証券会社、金融機関、貸金業者等の金融関連企業については、発行を行わないこととする。
2. 上記ルールにおける「無担保普通社債格付け」とは、Standard&Poor's、日本インベスターズ・サービス、日本格付研究所、日本公社債研究所、FitchおよびMoody'sによる無担保普通社債格付けとする。
3. 上記以外のルールについては、居住者国内CPの取扱いルールによる(注)。
4. 本ルールについては、適宜必要に応じ見直しを行うこととする。
5. 本ルールの実施は、63年1月29日からとする。

(注) 取扱対象、取扱業者および取扱業務、販売対象者については調査月報62年11月号「要録」を参照。

(表1)

純資産額	自己資本比率	純資産倍率	使用総資本事業利益率	インタレスト・カバレッジ・レシオ
3,000億円以上	30%以上	3倍以上	8%以上	3倍以上
1,100 〃	40 〃	4 〃	10 〃	4 〃
550 〃	50 〃	5 〃	12 〃	5 〃

##### 〔運用方法〕

- イ. 純資産額1,100億円以上の企業…「純資産額」以外の4要素のうち3要素以上を満たすこと。  
ロ. 純資産額1,100億円未満の企業…「純資産額」以外の4要素のうち自己資本比率は必須。残り3要素のうち2要素以上を満たすこと。

(表2)

純資産額	当座資産額	流動比率	当座比率
2,000億円以上	2,000億円以上	100%以上	80%以上

◇昭和63年度地方財政計画について

政府は、1月29日、昭和63年度地方財政計画を閣議了承した。その概要は以下のとおり。

昭和63年度地方財政計画

(単位：億円、%)

		62年度	前年度比	63年度	前年度比
歳出入規模		543,796	2.9	578,198	6.3
歳出	給与関係費	163,538	3.1	167,212	2.2
	公債費	61,251	4.3	61,853	1.0
	投資的経費	175,939	3.1	195,268	11.0
	うち単独事業	91,665	5.0	103,260	12.6
	その他	143,068	1.8	153,865	7.5
歳入	地方税	242,229	0.6	265,005	9.4
	地方譲与税	6,673	38.1	4,977	△ 25.4
	地方交付税	98,894	0.6	106,286	7.5
	国庫支出金	99,191	△ 0.4	98,171	△ 1.0
	地方債	53,900	21.7	60,481	12.2
	その他	42,909	5.5	43,278	0.9

◇「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」等について

大蔵省は、1月29日、「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」、「財政の中期展望(昭和62～66年度)」および「中期的な財政事情の仮定計算例」を閣議報告し、併せて衆参両院予算委員会に提出した。このうち、「財政の中期展望」および「中期的な財政事情の仮定計算例」の概要は以下のとおり。

## 財政の中期展望(昭和62年度～昭和66年度)

(単位：億円、かつこ内は前年度比増減(Δ)率%)

		62年度	63年度	64年度	65年度	66年度
歳 出	1. 国債費	( 0.1) 113,335	( 1.6) 115,120	( 23.5) 142,200	( 1.0) 143,600	( 3.8) 149,100
	2. 地方交付税	(Δ 0.0) 101,841	( 7.1) 109,056	( 4.7) 114,200	( 6.2) 121,300	( 7.7) 130,600
	3. 産業投資特別会計へ繰入れ	( — ) —	( 皆増) 13,000	( 0.0) 13,000	( 0.0) 13,000	( 0.0) 13,000
	4. 一般歳出	(Δ 0.0) 325,834	( 1.2) 329,821	( 7.3) 353,800	( 2.5) 362,500	( 2.8) 372,800
				[ ( 8.9) 359,100 ]	[ ( 4.0) 373,400 ]	[ ( 4.3) 389,600 ]
	経常部門	( 1.0) 254,718	( 1.7) 258,974	( 8.8) 281,800	( 3.1) 290,400	( 3.5) 300,500
				[ ( 10.4) 286,000 ]	[ ( 4.6) 299,100 ]	[ ( 5.0) 314,000 ]
	投資部門	(Δ 3.5) 71,116	(Δ 0.4) 70,847	( 1.6) 72,900	( 0.1) 72,100	( 0.3) 72,300
				[ ( 3.2) 73,100 ]	[ ( 1.6) 74,300 ]	[ ( 1.7) 75,600 ]
	計	( 0.0) 541,010	( 4.8) 566,997	( 9.9) 623,200	( 2.8) 640,400	( 3.9) 665,500
[ ( 10.8) 628,500 ]				[ ( 3.6) 651,300 ]	[ ( 4.8) 682,300 ]	

		62年度	63年度	64年度	65年度	66年度
歳 入	1. 税収	( 1.6) 411,940	( 9.5) 450,900	( 5.5) 475,500	( 5.5) 501,800	( 5.6) 530,000
	2. その他収入	(Δ 6.8) 24,060	( 15.1) 27,687	(Δ 6.1) 26,000	( 2.3) 26,600	( 2.3) 27,200
		( — ) —	( 皆増) 13,000	( 0.0) 13,000	( 0.0) 13,000	( 0.0) 13,000
		(Δ 6.8) 24,060	(Δ 39.0) 14,687	(Δ 11.5) 13,000	( 4.8) 13,600	( 4.8) 14,200
	3. 公債金収入	105,010	88,410	72,600	56,900	56,900
	特例公債	49,810	31,510	15,700	0	0
	四条公債	55,200	56,900	56,900	56,900	56,900
計	( 0.0) 541,010	( 4.8) 566,997	( 1.3) 574,100	( 2.0) 585,300	( 4.9) 614,100	

要 調 整 額 (歳出-歳入)		62年度	63年度	64年度	65年度	66年度
		—	—	49,100	55,100	51,400
				[ 54,400 ]	[ 66,000 ]	[ 68,200 ]
経常部門		—	—	47,500	53,300	49,300
				[ 51,700 ]	[ 62,000 ]	[ 62,800 ]
投資部門		—	—	1,600	1,800	2,100
				[ 2,700 ]	[ 4,000 ]	[ 5,400 ]

- (注) 1. 国債費……64年度以降定率繰入れ実施。  
2. 地方交付税……国税三税の32%相当額(名目成長率4.8%×弾性値1.2、63年度税制改正の影響等を調整)。  
3. 一般歳出……63年度予算における制度・施策を前提(64年度以降、補助率等を法令上の本則によって算出。63年度までと同様として推計を行った場合は、64年度約343,100億円、65年度約351,500億円、66年度約361,500億円)。  
4. 税収……名目成長率4.8%×弾性値1.1(63年度税制改正の影響等を調整)。  
5. 公債金収入……特例公債は65年度脱脚を前提として均等に減額、四条公債は63年度と同額。  
6. 産業投資特別会計へ繰入れおよび国債整理基金特別会計受入金については、63年度と同額と仮置きした。  
7. [ ]は新規施策等に充てるための予備枠を含む計数である。

中期的な財政事情の仮定計算例の要約

(定率繰入れ停止のケース)

(単位：億円、かっこ内は前年度比増減(Δ)率%)

		62年度	63年度	64年度	65年度	
歳    出	1. 国債費	( 0.1) 113,335	( 1.6) 115,120	( 0.7) 115,900	( 0.3) 116,300	
	2. 地方交付税	(Δ 0.0) 101,841	( 7.1) 109,056	( 4.7) 114,200	( 6.2) 121,300	
	3. 産業投資特別会計へ繰入れ	—	( 皆増) 13,000	( 0.0) 13,000	( 0.0) 13,000	
	4. 一般歳出	5%			( 5.0) 346,300	( 5.0) 363,600
		3%	(Δ 0.0) 325,834	( 1.2) 329,821	( 3.0) 339,700	( 3.0) 349,900
		0%			( 0.0) 329,800	( 0.0) 329,800
	計	5%			( 4.0) 589,400	( 4.2) 614,200
		3%	( 0.0) 541,010	( 4.8) 566,997	( 2.8) 582,800	( 3.0) 600,500
		0%			( 1.0) 572,900	( 1.3) 580,400

歳    入	1. 税収	( 1.6) 411,940	( 9.5) 450,900	( 5.5) 475,500	( 5.5) 501,800
	2. その他収入	(Δ 6.8) 24,060	( 15.1) 27,687	(Δ 6.1) 26,000	( 2.3) 26,600
	国債整理基金特別会計受入金	—	( 皆増) 13,000	( 0.0) 13,000	( 0.0) 13,000
	税外・その他収入	(Δ 6.8) 24,060	(Δ 39.0) 14,687	(Δ 11.5) 13,000	( 4.8) 13,600
	3. 公債金収入	105,010	88,410	72,600	56,900
	特例公債	49,810	31,510	15,700	0
	四条公債	55,200	56,900	56,900	56,900
計	( 0.0) 541,010	( 4.8) 566,997	( 1.3) 574,100	( 2.0) 585,300	

要調整額 (歳出-歳入)	5%			15,300	28,900
	3%	—	—	8,700	15,200
	0%			Δ1,200	Δ4,900

(参考1)

総公債発行額(含む借換債)	262,200	233,500	224,600	212,300
---------------	---------	---------	---------	---------

(参考2)

(単位：兆円)

公債残高(年度末)	152.9	159.0	164.3	168.0
-----------	-------	-------	-------	-------

(前提)

国債費……64年度以降定率繰入れ停止  
 地方交付税……国税三税の32%相当額(名目成長率4.8%×弾性値1.2、63年度税制改正の影響等を調整)  
 税収……名目成長率4.8%×弾性値1.1(63年度税制改正の影響等を調整)  
 特例公債……65年度脱却を前提として均等に減額

### ◇金融債の発行条件改定

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、2月債から実施した(1月27日発表)。

#### 利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年もの	表面利率(%)	4.6	4.8
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	4.600	4.800
3年もの	表面利率(%)	4.4	4.6
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	4.400	4.600

### ◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引下げ

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、2月6日以降募集分から実施した(1月27日発表)。

#### 貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年ものもの	4.62	4.82

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、2月6日以降受託分から実施した(1月27日発表)。

#### 合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年以上のもの	4.48	4.68

### ◇長期貸出最優遇金利の引下げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、1月28日から実施した(1月27日発表)。

#### 長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	5.5	5.7

### ◇政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、1月28日から実施した。

#### 政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行 中小企業金融公庫 国民金融公庫 環境衛生金融公庫	} 5.5	} 5.7

### ◇資金運用部預託金利等の引下げ

(1) 政府は、資金運用部預託金利を次のとおり引下げ、2月19日から実施した(2月16日決定)。

#### 資金運用部預託金利(約定分)

(単位・年%)

	簡保特会以外からの預託分		簡保特会預託分	
	変更後	変更前	変更後	変更前
期間1か月～3か月	2.00	2.00	2.00	2.00
〳 3か月～1年	3.50	3.50	3.50	3.50
〳 1年～3年	4.50	4.50	4.90	5.10
〳 3年～5年	4.90	5.00	4.90	5.10
〳 5年～7年	4.95	5.15	4.95	5.15
〳 7年以上	5.00	5.20	5.00	5.20

(2) また政府は、これに合わせて資金運用部および簡保資金の財投機関に対する貸付金利を次のとおり引下げ、2月19日から実施した。

#### 資金運用部および簡保資金の貸付金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
資金運用部貸付金利 簡保資金貸付金利	} 5.0	} 5.2

#### ◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、2月債から実施した(長期国債は1月28日、政府保証債、公募地方債は1月29日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.8	4.9
	発行価格(円)	99.50	99.00
	応募者利回(%)	4.874	5.050
政府保証債	表面利率(%)	4.9	5.0
	発行価格(円)	99.50	99.25
	応募者利回(%)	4.974	5.113
公募地方債	表面利率(%)	4.9	5.0
	発行価格(円)	99.50	99.25
	応募者利回(%)	4.974	5.113

#### ◆公募20年物国債の発行条件決定

政府は2月18日、公募20年物国債について価格競争入札を実施し、発行条件を次のとおり決定した(2月19日募入決定)。

公募20年物国債の発行条件

	今回	前回 (62年12月)
表面利率(%)	5.3	5.7
平均発行価格(円)	100.03	96.57
平均応募者利回(%)	5.296	6.077